

愛媛における日独関係史

「青島守備軍司令部」寄贈ドイツ図書と旧制松山高等学校（前）

序章

今、私の研究室（旧独文研究室）に、ドイツ文字で印刷された古びた本がある。十九世紀の作家ヴィルヘルム・ラーベの『作品集』二冊である。明治三十八年と四十年にベルリンで出版されたものだが、この作品集は四巻揃いなのに、なぜか二巻目と三巻目の二冊しかない。しかも大学が購入したものではない。青島守備軍司令部が旧制松山高等学校へ寄贈した図書のようなのである。というのは、本の中表紙に、「青島守備軍司令部寄贈」と筆書きしてあり、その横に、「松山高等学校図書印」の朱印が押してあるからである（写真1）。ところが、こ

森 孝明



（写真1）

の二冊の本には、それとは別の歴史が更にあると思われる。即ち、元は中国の青島にあった膠州図書館の蔵書であったこと、そしてこの図書館は青島を租借地としていたドイツ軍の所有であったことである。

なぜなら、この本の内表紙にドイツ軍所有を示す帆船図票が貼ってあり(写真2)、中表紙には“Singtau・Kiautschou-Bibliothek”(青島・膠州図書館)とドイツ語で示したスタンプが押してあったからである(写真1)。

旧制松山高等学校を継承した愛媛大学が、その蔵書を引き継いだのは当然のことであるから、松山高等学校の蔵書が私の研究室にあったとしてもさほど不思議ではない。しかしながら、青島にあったドイツ軍所有の図書館蔵書が、日本陸軍の青島守備軍司令部からの寄贈として、いったいどのような経緯で松山へ来たのであろうか。松山高等学校が設立されたのは大正八年のことである。愛媛大学附属図書館に保存されていた『寄贈図書登録番号原簿』(松山高等学校図書課)を調べたところ、そこに、登録年月「大正十一年九月八日」、寄贈者名「青島軍司令部」と記載され、三八四冊に及ぶドイツ語(一部英語)の書名の並んでいることが確認された。そしてその中に、ラーベの作品集も二冊が間違いなく記入されていた。それにしても一体この時代に何があったのであろうか。

ことの始まりは第一次世界大戦である。大正三年(一九一四)六月二十八日、オーストリア皇太子夫妻がボスニアの首府サラエヴォにおいて、セルビア人青年に銃で暗殺されたことが引き金となり、八月初めにヨーロッパ中が戦争状態に突入し、ここに第一次世界大戦が始まった。これに連動して、日本は中国・青島を租借地としていたドイツと



KIAUTSCHOU BIBLIOTHEK

Abt. *Fr* Gr. *C*

Ord.Nr. *42714*

(写真2)

戦争に入った。この日独戦争は、日本がドイツへ宣戦布告した八月二十三日から、日本軍が青島を攻めてドイツ軍を降伏させた十一月七日までの七十七日間という短い期間であった。^①

日本軍は、青島要塞司令官ワルデック大佐 (Alfred Meyer-Waldeck) 以下四七一五名のドイツ人等兵士^②を俘虜として直ちに乗船させ、日本へ輸送した^③。そして、青島地方占領地の守備及び山東鉄道の管理運営を行うため、第十八師団長神尾光臣中将を司令官とする「青島守備軍司令部」を設置した。一方日本軍は、青島陥落後、ドイツ軍所有「膠州図書館」蔵書及び他のドイツ官庁等所有の書籍・文書およそ二万六千冊を接収・鹵獲し、青島守備軍がこれを保管した。この鹵獲書籍は以後青島守備軍の手で綿密に調査され、その大部分がやがて日本へ輸送された。それは、大正七年(一九一八)十一月に第一次世界大戦が終結し、翌大正八年六月にヴェルサイユ講和条約が調印されてから更に数年後の大正十一年(一九二二)七月、青島守備軍が青島から撤退する数ヶ月前のことである。

青島の鹵獲書籍に関する手がかりは、『大正八年以降青島鹵獲書籍ニ関スル件』と題された一連の書類に残されている。この書類を詳しく調べれば、鹵獲書籍が日本陸軍によってどのように扱われ、日本へ送られるに至ったかが明らかになると考えられる。この「青島鹵獲書籍」の一部が、旧制松山高等学校にも寄贈されていたことは、すでに判明した。この研究の目的は、当時の日本陸軍もしくは青島守備軍と鹵獲図書と松山高等学校の間にどのような関係があったかを、明らかにすることである。^④

第一章 『大正八年以降青島鹵獲書籍ニ関スル件』

防衛庁防衛研究所図書館に、「陸軍省/日独戦役/78-1/66」という図書ラベルを貼った一巻の本『大正八年以降青

島鹵獲書籍ニ関スル件』が保存されている。これは印刷されたものではない。表記の件に関する陸軍省の公文書や、外部からの書簡及びそれに対する陸軍省の返事等を綴じて、分厚い一冊の本にしたものである。

この本は、すでに述べたとおり、青島の日独戦争において勝利した日本軍が、ドイツ軍及びドイツ官庁等の所有していた書籍類を鹵獲した後、それをどのように扱ったかを示している。时期的には、大正五年六月から大正十一年十月に至る範囲の文書類である。しかしこの鹵獲書籍に関する本格的な動きは、大正八年の東京帝国大学の行動から始まっているように思われる。(それ故に「大正八年以降」と記されているのであろう。) その後は、東北帝国大学、松山高等学校、上海東亜同文書院、そしてドイツ大使館が、それぞれの立場から、鹵獲書籍に関する要望書を陸軍省に出している。陸軍省はこれらの要望を睨みながら、独自の計画を立て、実際には鹵獲書籍を保管していた青島守備軍が綿密な目録を作成し、分配計画を立ててこれを実行した。以下において、鹵獲書籍に関する全体の流れを整理しておきたい。

一、「青副庶第四一〇号」

鹵獲文書目録送付ノ件通牒

大正五年六月十日 青島守備軍司令部

陸軍省官房 御中

当軍司令部ノ調製ニヨル鹵獲文書目録 参考及送付候也

「青副庶第四一〇号」文書は、『大正八年以降青島鹵獲書籍ニ関スル件』の中にある最も古い「青島守備軍司令部」作成文書である。文中の「当軍司令部ノ調製ニヨル鹵獲文書目録」がどの程度の目録かは不明であるが、参考として陸軍省官房へ送り、陸軍省は六月十九日にこれを受け取っている（「欧受第八一六号」^⑤）。しかしながら、この後は何の動きもない。「鹵獲書籍」に関する活発な行動は、それから三年後の大正八年末になって、次の東京帝国大学総長の陸軍大臣宛書簡が出されてからである。^⑥

二、東京帝国大学総長の書簡

青島守備軍司令官ニ於テ、保管相成り候、二元青島徳華学学堂、二元青島図書館、二元青島総督府ノ図書洋書約貳万冊、漢書約五千冊ノ中、各種専門研究上参考ニ資スベキモノ少カラザル趣ニ付、実地調査ノ上右等ノ書籍ハ、洋漢書共本学ニ保管転換相成候様致度此段開申候也

大正八年十一月二十七日

東京帝国大学総長理学博士男爵山川健次郎

陸軍大臣田中義一殿

この書簡の内容は次のことを示している。一つは、日本軍の鹵獲した書籍の全容を、東京帝国大学がしっかり掴んでいることである。その二は、青島守備軍が保管している鹵獲書籍を、東京帝国大学自ら「実地調査」をすることである。その三は、陸軍に対する東京帝国大学の態度である。東大は二万五千冊に及ぶ鹵獲図書を保管するから大学へ

転換したいと言うのである。依頼でも要望でもない、問答無用の要求のように思われる。

東大総長の書簡に対する陸軍省の対応は、二転して揺れた。即ち、この総長の要請に対応すべく、陸軍省はまず、陸軍省副官から青島守備軍民政長官への次のような指示を、十二月二十三日に出した。

副官ヨリ青島守備軍民政長官へ照会案 (陸普)

首題ノ件ニ関シ、別紙写ノ通り、東京帝国大学総長ヨリ申出之有候ニ就テハ、各種専門ノ書籍ニシテ、帝国大学ニ移スヲ有利(特ニ陸軍ニ要スルモノヲ除ク)トスルモノハ、此際保管転換セシメラルル筈ニ候ユエ、調査ノ上洋漢書類別並ニ冊数等通報相成度候也。

しかし、この「照会案」は直ちに「廢案トス」と付箋され、次の取り扱いに変更された。

副官ヨリ青島守備軍民政長官へ照会案 (陸普)

貴部保管ニ係ル元青島徳華学学堂、元青島図書館、元青島総督府ノ図書、洋書、漢書等ノ目録、部数又ハ冊数共、送付相成度候也。

「陸軍省送達・陸普第五〇二八号」(十二月二十五日)

東大総長の高飛車な物言いと、青島へ調査に乗り込むとの東大の態度に、陸軍省は対応を焦って、守備軍民政長官への指示を訂正し、「函獲図書目録」作りと全国への分配処分計画を急いだのだろうか。総長の書簡から一ヶ月足ら

ずの十二月二十五日に、右の命令書を青島へ送った。更に東大の「実地調査」の実行もまた早かった。大正九年（一九二〇）一月四日の大阪毎日新聞に、次の記事が出ている。

青島占領で鹵獲した図書、東大へ

青島で占領した二万五千部の書籍　日本が青島で占領したドイツ政府直轄の図書は約二万五千部ほどあるが、東京帝大では右の中、学術的の書物を全部貰い受けたとの議が起こり、服部宇之吉博士交渉の任に当たり、秋山青島民政長官に会見、商議の結果、右の書物は全部未整理のまま目録も出来していないので調査の上引き渡すこととなり、東大文学部の宇野哲人博士、助手数名を率いて、二日青島に向かい、東京を出発した。

服部博士は語る。青島の占領書物は、徳華学堂蔵書、膠州湾図書館蔵書、ウィルヘルム・コーン寄付の図書の三種で、ドイツ書二万部、漢書五千部ほどである。目録がないためどんな書物があるかは全然不明であるが、コーンの寄付書三百冊の中には面白いものがあると思う。徳華学堂は工科教育を施していた所であるから、ここにはその方面の蔵書があると思う。しかし極東研究の材料も相当にあるつもりで、大いに望みを嘱している。宇野君は二週間青島に滞在、引き続き北京に一週間滞在して帰京のはずで、助手たちは三週間青島に滞在の予定である。この書物は大学のみならず、外の方面からもだいぶ望み手があるということである云々。」（東京電話[?]）

これを期に、「大正八年以降青島鹵獲書類ニ関スル件」が進められたと考えられる。

三 東北帝国大学総長の書簡

続いて大正九年一月、東北帝国大学総長が陸軍大臣宛てに函獲書籍「分与」の要望書を出した。これは東大総長書簡から一カ月半後のことである。

東北帝国大学総長理学博士小川正孝

陸軍大臣 田中義一殿

在青島旧膠州図書館所屬図書中學術研究資料トシテ利益スクナカラザルモノ可有ニト存候ニ付、当大学各学部課程ニ密接ノ關係ヲ有スルモノ分与方ノ義ニ関シ、去ル大正四年十二月十日、青島守備軍司令官宛詳細申入置候処、此際御分与相成候様御詮議相成度、此段ノ申請候也。

追テ本件ニ関シテハ青島守備軍民政長官ヘモ別途依頼致置候間念為、此段申添候。

この書簡によれば、総長はすでに四年前の大正四年十二月十日に、函獲書籍の「分与」を申し入れていた。しかし青島守備軍司令官宛だった故か、陸軍からの返事はなかったようである。東北帝大総長のこの二度目の書簡は、一月四日に大阪毎日新聞が報じた記事を知った後、今度は陸軍大臣宛に急いで出されたもののように思われる。東京帝大の行動に遅れを取るまいと考えたのかもしれない。この書簡は、翌日大正九年一月十三日に陸軍省に届いた。この書簡への対応のために、陸軍省は次の「照会案」を作成して青島へ出した。

副官ヨリ青島守備軍民政官へ照会案（欧発）

大正八年十二月二十五日付陸普第五〇二八号ヲ以テ、首題ノ件照会陸普・・・

青島旧膠州図書館所属図書ニ関シテモ、前記照会同様目錄送付相成度候也。

「陸軍送達・欧発第五十五号」（一月十九日）

しかし東北帝大総長への返事は、陸軍省から出されなかったようである。なぜなら、東北帝大総長は二年後に更に二度目の手紙を陸軍大臣宛に出しているからである。

四、青島守備軍陸軍参謀長の文書「青参第六七号」

さて、陸軍省副官名の「陸普第五〇二八号」と「欧発第五十五号」文書に対する青島からの返事は、大正九年二月十七日に青島守備軍陸軍参謀長名で陸軍次官へ送られた。それが次の「青参第六七号」文書である。

鹵獲図書目錄ノ送付及処分ニ関スル件照会

大正九年二月二十七日 青島守備軍陸軍参謀長向西兵庫

陸軍次官山梨半造殿

客年十二月二十五日付陸普第五〇二八号及本年一月十九日付欧発第五十五号ヲモツテ、貴省副官ヨリ民政長官宛御照会相成候。当軍鹵獲図書目錄ハ、左記ノ通ニ之有リ。是迄陸軍部ニ於テ整理保管シ来リ候処、従来各地大学

愛媛における日独関係史「青島守備軍司令部」寄贈ドイツ図書と旧制松山高等学校（前）

等ヨリ寄贈移管等ノ申込之有候ドモ、右は戦利品ニ付記念ノ為ニカナリ公平ニ分配致シタク、又其一部分ハ、参
考用トシテ当地ニ残置致シタク、就イテハ此際概ネ別表ニヨリ夫々処分スル事ニ致シタク、コノ段及照会候成

左記

- 一、鹵獲書籍及図面目録 式部
- 一、独文膠州図書館目録 式部^⑨

(青参第六七号)

この文書は、青島守備軍が鹵獲書籍に関して陸軍省へ送った最も重要なものである。内容は、件名が示すとおり、
 一つは「鹵獲図書目録」(日本語)が完成したこと。これは東京帝大総長書簡と東北帝大総長書簡に対応するために
 陸軍省が指示した二種類の目録である。もう一つは、「鹵獲図書処分の件」の報告である。「別表」とは「鹵獲書籍寄
 贈分配表」である。この表は、後で詳しく述べるが、「鹵獲書籍概要」と「鹵獲書籍分配計画」、及びそれを基にした
 「寄贈先」及びそこへの「冊数」等を詳細に記述した一覧表である。「青参第六七号」文書には、「従来各地大学等よ
 り寄贈移管等の申し込み」があったと書いてある。陸軍省から回した東大と東北大の書簡以外に、他大学や高校から
 の要望書が青島守備軍へ直接来たのだろうか。守備軍は、鹵獲書籍を「戦利品につき記念のためにかなり公平に分配」
 することを考え、「別表」を作成したのである。

しかしながら、陸軍省はこの別表をそのまま認めたわけではなかった。陸軍省は、直ちに「寄贈先」の検討に入っ
 たが、最終案を作成して、青島守備軍へ送るのは、丸二年後の大正十一年二月二十日のことである。「別表」の内容
 と陸軍省の修正内容については、次章で詳しく述べたい。

五、その後の流れ

青島守備軍が「青參第六十七号」を陸軍省へ送った後、鹵獲書籍に関していくつかの目立つ事が生じた。まずその一は、半年後の大正九年七月九日に、松山高等学校長由比質が陸軍次官山梨半造宛に、鹵獲図書「分与」の請願書を出したことである。学校名入りの便箋に書かれたこの書簡は、陸軍省主務局課が受領し、「発第九四号」「七月二日」と押印してある。しかし不思議なことに、由比校長は同じ日付の手紙をもう一通、巻紙にしたためた「親展」の封書をも、同じ陸軍次官に宛てて送っているのである。高等学校長の要望書は他にはない。しかも二通という念の入れようからすると、松山高等学校には余程の事情があったのであろうと思わざるを得ない。これも後で吟味しなければならぬ。この小論の目的が、青島守備軍司令部と松山高等学校の関係を説明することにある理由が、ここにある。

その二は、大正十一年四月五日になって、財団法人東亜同文会会長子爵牧野伸顕から陸軍大臣山梨半造（任陸軍大臣は大正十年六月八日）宛てに要望書が出された（「欧受第二七七号」）ことである。要望の内容は、「上海東亜同文書院」では経費の関係で十分の書籍が無い故、「この際前記書籍中支那に関するものを同書院のために御割愛」していただきたいというものである。これに対し、陸軍省は「副官より東亜同文会会長へ回答」を書き、「右書籍は目下青島守備軍に於いておのおの処分中」であるが、「多少ともご希望に応ずるよう取り扱い依命及回答候也」と返事をした。これと同時に、陸軍省は青島守備軍へもこの件に関して、以下の「通牒」を出した。

副官ヨリ青島守備軍陸軍參謀長宛通牒（欧発）

首題ノ件ニ関シ二月二十日欧発第四六号ヲ以テ通牒致置候処、最近東亜同文会会長ヨリ右書籍中支那ニ関スルモ

ノヲ同書院ノ為メ分配セラレ度旨希望申込之有候ニテハ、貴部ニテ分配セラルルモノノ内ヨリ多少共右希望ニ応ズル様取扱相成度、依命及通牒候也。

この文書からすると、陸軍省は、大正十一年二月二十日に「欧発第四六号」をもって、鹵獲書籍処分の最終決定命令書を青島へ送り、守備軍はこれに従って分配処理の實行に入ることがあきらかである。「上海東亜同文書院」は全く「寄贈先」の予定には入っていなかった。しかし陸軍省の態度は、「多少トモ希望ニ応ズル様取扱」うことを約束しており、親切な対応だと言えよう。実際のところ、陸軍省は東亜同文書院に九二六冊の書籍を寄贈しているのである。⁽¹⁾

続いてその三に、大正十一年五月二十日、陸軍省副官が青島守備軍陸軍参謀長に打った電報がある。「電報」という例の無い至急の応対が生じたのは、鹵獲書籍の分配作業がほぼ終わったこの時期に、ドイツ大使から外務大臣へ出された希望、即ち青島の「ドイツ協会」への書籍分配希望が出されたからである。陸軍省としてはこれを無視するわけにいかず、「分配残余」の書籍の中に「適当品」があれば、よく検討して分与するようという指示を出した。

更にその四には、大正十一年六月三日付で、外務次官から陸軍次官へ出された、「在青島旧ドイツ図書館書籍譲渡方ニ関スル件」の文書がある。これは、在東京独逸国臨時大使レンナーから外務大臣宛てに五月三十日付の要望書が届いたことによる。即ち、支那文化研究者ウィルヘルム・コーンが、ドイツ膠州租借地に自分の多数著書を寄贈していたが、この図書を「青島独逸協会」へ譲渡するか、又は多数の日独学者を会員として学術研究を目的とする在東京「独亜協会」へ寄贈してほしいというものである。これに対する陸軍次官から外務次官への回答「陸軍省送達・欧発第二六八号」(六月十四日)によれば、「ウィルヘルム・コーン叢書ハ全部取纏メ、東京帝国大学へ寄贈スルコトトシ、

既ニ青島守備軍司令部ヨリ同大宇宛送付済」であつた。この点は後で述べるように、大正九年に青島守備軍作製の「分配表」に明記されていた決定事項であつた。

こうした流れを経て、大正十一年七月三十一日、青島守備軍陸軍參謀長引田乾作から陸軍省副官松本直亮への報告文書が届いた。内容は、以下の通りである。

鹵獲書籍分配ニ関スル件 通牒

大正十一年七月三十一日 青島守備軍陸軍參謀長引田乾作

陸軍省副官松本直亮殿

本年二月欧発第四十六号ニ基キ、一応鹵獲書籍ノ分配ヲ了シ候ニ付、別紙鹵獲圖書分配表一部相添エ及通牒候也。追テ当軍使用中ノ圖書ハ軍撤退ノ際更ニ適宜処分可致條申添候。

大正三年十一月に青島で日本陸軍が鹵獲したドイツ所有の二万六千冊に及ぶ書籍は、最終的に大正十一年二月に決定した「鹵獲書籍寄贈分配表」に基づいて、三十三箇所を超える寄贈先に分配送付され、大正十一年七月三十一日にその作業が完了したのである。

以上が、『大正八年以降青島鹵獲書籍ニ関スル件』に束ねられている文書を、ほぼ時間の流れに沿って見たものである。

第二章 鹵獲書籍寄贈分配の決定へ

一、「別表」即ち「鹵獲書籍寄贈分配表」

次に、青島守備軍司令部が陸軍參謀長名で陸軍次官へ送った「青參第六十七号」（大正九年二月二十七日付）文書に添付された「別表」内容と、それに対する陸軍省の修正案を見ていきたい。

この「別表」は、「鹵獲書籍概要」、「鹵獲書籍分配計画」、「寄贈先」、「冊数」、「書籍所属」および「書籍内訳」を記入した一覽表である。（写真3）

以下に主な項目の内容を示しておく、まず「鹵獲書籍概要」は次のように箇条書きされている。即ち、鹵獲書籍は「独逸各官庁ノ蔵書」、「徳華高等学堂蔵書」、「ヴィルヘルム・コーン叢書」及び「膠州図書館蔵書」計二六、二六〇冊である。

鹵獲書籍概要

鹵獲書籍ノ種類及員数左ノ如シ

一、官有洋書（略シテ官洋トス）ハ独逸各官庁ノ蔵書ヲ集メタルモノニシテ其員数

二八〇七部 八六三四冊

二、官有漢書ハ右ト同性質ノ漢籍ニシテ

八一部 一四七七冊

三、徳華高等学堂洋書（略シテ学堂洋トス）ハ同学堂ノ蔵書ニシテ

四四部 一二九四冊

四、徳華高等学堂漢書（略シテ学堂漢トス）ハ右ト同性質ノ漢籍ニシテ 一六三部 五〇五八冊
五、ウィルヘルム・コーン叢書ハコーント称スル学者ガ独逸総督府ニ寄贈シタル支那ニ関スル洋書ニシテ 二七二部 三三四冊

六、膠州図書館蔵書（略シテ膠図トス）ハ財団タリシ図書館ノ蔵書（洋書）ニシテ

七五六三部 九四七三冊

合計 一一、五三〇部 二二六、二六〇冊

この後に「備考」があり、「一部ノ書籍ト雖ニ一回以上ニ亘リ目錄ニ記入セラレタルモノヲ二部以上ニ計算セルヲ以テ本文ノ部数ハ厳格ナル意味ノモノニアラズ」と記されている。そのような計算間違いはあるにしても、かなり正確な数字であることは間違いない。¹³⁾

これの左隣に、書籍の分配計画が掲げてある。この計画を要約しておけば、「徳華高等学堂蔵書」については、洋書の大部分と漢書の過半数を東京帝国大学に寄贈し、残りは青島に残置すること。東大への寄贈は、文学部教授宇野博士の懇望に依ると書いてある。宇野博士は、大正九年一月初めに青島へ行って直接函獲書籍を調査した人であり、そのとき寄贈を強く求めたものと思われるが、青島守備軍もその要望を受け入れたと考えられる。続いて、「ウィルヘルム・コーン叢書」は全部東京帝国大学に寄贈すること。一般に分配するべきものは「官有洋書」と「膠州図書館蔵書」であり、この内、學術研究に資すべきものは各大学へ、直接実地に利用できるものは各官庁へ、通俗的なものは一般学校へ寄贈すること、以上である。最後の「一般学校」の中に、第一高等学校を始めとする旧制高等学校十二校が含まれていると考えられる。そして「右ノ主旨ニ基キ寄贈並ニ残置セントスル書籍左表ノ如シ」とある。寄贈図

書は全部で二一、八四四冊、残置図書は四、四一六冊である。左記がその原文引用である。

函獲書籍ノ分配ハ左ノ要旨ニ依リ計画セリ

一、徳華高等学堂蔵書ハ青島ニ残置シ将来青島ニ専門学校以上ノ学校ノ設置サルルニ際シ挙ゲテ之ヲ移管セントス。但シ其ノ洋書中ノ大部分及漢書ノ過半数ハ東京帝国大学文学部教授宇野博士ノ懇望ニ依リ特ニ之ヲ同大学ニ寄贈スルコトセリ。

二、其他ノ書籍中山東及青島ニ関スルモノハ青島ニ残置セントス。

三、官有漢書ハ雜駁ニシテ山東ニ関スルモノノ外価値アルモノ僅少ナレバ之ヲ分配セズ、全部青島ニ残置セントス。

四、ウィルヘルム・コーン叢書ハ支那文化研究ノ好資料ニシテ之ヲ分割スレバ大ニ其ノ価値ヲ減ズベク且ツ冊数モ多カラザルヲ以テ挙テ東京帝国大学ニ寄贈セントス。

五、是ニ於テ一般ニ分配スベキ書籍ノ種類ハ官有洋書ト膠州図書館蔵書ノ兩者ナリトス。而シテ之ガ処分ハ各書籍ヲ最有効ニ利用スルニ最モ適切ナル部局ニ寄贈スルコトトシ、此ノ要旨ヲ以テ概ネ學術研究ニ資スベキモノヲ各大学ニ直接実地ニ利用シ得ベキモノヲ各官庁ニ通俗的ノモノヲ一般学校ニ寄贈スルノ案ヲ立テタリ。

右の「概要」と「分配計画」の下端に、「青島官庁残置書籍」を含む三十三箇所の「寄贈先」及び「冊数」、「書籍所屬」（官庁洋書と膠州図書館蔵書）そして「書籍内訳」が記されている。「寄贈先」は右から挙げれば、以下のとおりである。

帝室図書館、拓殖局、鉄道院、内務省、外務省、
 大蔵省、海軍省軍務局、海軍大学校、陸軍省医務
 局、陸軍文庫、陸軍大学校、砲工学校、士官学校、
 中央幼年学校、東京帝国大学、京都帝国大学、東
 北理科大学、九州工科・医科大学、北海道農科大
 学、第一高等学校、第二高等学校、第三高等学校、
 第四高等学校、第五高等学校、第六高等学校、第
 七高等学校、第八高等学校、松山高等学校、新潟
 高等学校、松本高等学校、山口高等学校、東京外
 国語学校・ゲルマニア図書館、青島官庁残置書籍。

右の三十三箇所は、「分配計画」の表現を使えば、
 「帝室図書館」から「中央幼年学校」までの十四箇所
 は「各官庁」に、「東京帝国大学」から「北海道農科
 大学」までの五箇所は「各大学」に、そして「第一高
 等学校」から「東京外国語学校」までの十三箇所は
 「一般学校」に該当している。
 次に、主な「寄贈先」への配分冊数を見ておけば、

函 籍 寄 贈 分 配 表
 寄 贈 先 内 詳

寄贈先	寄贈冊数	備 考
帝室図書館	100	
拓殖局	50	
鉄道院	30	
内務省	20	
外務省	15	
大蔵省	10	
海軍省軍務局	8	
海軍大学校	5	
陸軍省医務局	3	
陸軍文庫	2	
陸軍大学校	1	
砲工学校	1	
士官学校	1	
中央幼年学校	1	
東京帝国大学	10	
京都帝国大学	10	
東北理科大学	5	
九州工科・医科大学	5	
北海道農科大学	5	
第一高等学校	5	
第二高等学校	5	
第三高等学校	5	
第四高等学校	5	
第五高等学校	5	
第六高等学校	5	
第七高等学校	5	
第八高等学校	5	
松山高等学校	5	
新潟高等学校	5	
松本高等学校	5	
山口高等学校	5	
東京外国語学校	5	
東京外 国語学校・ゲルマニア図書館	5	
青島官庁残置書籍	5	
合 計	330	

(写真3)

最も多いのは東京帝国大学の四五―四冊である。これには「ウィルヘルム・コーン叢書」三―四冊ももちろん含まれている。陸軍大臣に出した東大総長書簡（大正八年十一月）の要求からするとかなり少ないと思われるが、次に多い京都帝国大学の四二―三冊と共に別格の扱いともいえる。というのは、東北帝国大学総長が陸軍大臣に要望書を三度も出したにも拘らず、東北帝国大学には、その分科大学である東北理科大学への六〇―二冊にすぎないからである。そして他の大学はもっと少ない。それに比べると、高等学校への配分はよく練られているように思われる。ナンバースクール八校の中では、「第三高等学校（京都）」が一番多くて四〇―五冊である。しかし、続くネームスクール四校は、松山高等学校が五―三冊、新潟高等学校が四―八冊、松本高等学校が四―七冊、山口高等学校が五―三冊となっていて、ナンバー校より多い点が共通している。

各「冊数」の欄の下端には、「書籍内訳」欄があり、そこには書籍の内容別に冊数が細かく書かれている。ここを見る限り、青島守備軍司令部は、鹵獲書籍の分配を実に丁寧に行ったと考えられる。その一例として松山高等学校の五―三冊の内訳を示しておく、各分野名と冊数が以下のように列挙されているのである。

官洋： 経済三 歴史十四 言語学十四 文学全集八 戯曲五 小説十五 稗史五 雑書七
 膠図： 地理二―八 文学評論六七 詩文二―三 小説九―一 物語七九 文学雑六―三

因みに、右の分野数に関しては、全十二高等学校同じである。青島守備軍参謀部の作製した「青参第六七号」（大正九年二月二七日付）の「別表」は以上の内容であった。

二、陸軍省の修正案

これに対して、「別表」送付から四ヶ月以上の後大正九年七月二十三日、陸軍省「主務局課」は次の「通牒案」を「大臣官房」へ提出し、同日中に受領された。

副官ヨリ青島守備軍陸軍参謀長へ通牒案 (欧発)

大正九年二月青参六七号ヲ以テ照会相成候首題ノ件、左記ノ通分配方取計相成度候也。追テ分配漏ノ上ハ分配表一部送付致シ度、申添候。

左記

- 一、水戸高等学校ニ対シ他ノ高等学校ト同一程度ノ分配ノコト
- 二、別表其一ト其ニハ陸軍省経理局並陸軍経理学校ニ分配スルコト
- 三、其他ハ貴部照会別表ノ寄贈分配表ヲ基礎トシ適宜分配スルコト

陸軍省の右「通牒」による「別表」の変更点は二つある。一つは、二番目に挙げてあるように、「寄贈先」三十三箇所その一「帝室図書館」とその二「拓殖局」を、「陸軍省経理局」と「陸軍経理学校」に変更することである。他の一つは、一番目に挙げてあるように、「水戸高等学校」へ「他の高等学校と同一程度の分配」をすることである。水戸高等学校は「別表」には入っていなかったから、新たな追加「寄贈先」である。「別表」に入っていた松山、新潟、松本、山口の四校は大正八年四月設立である。そして水戸高等学校の設立は大正九年四月、まさにこの年なので

ある。新設高校へのドイツ語の書籍の寄贈は切望されたことであろうし、その冊数は、例えば松山高等学校の五二三冊と同一程度ということであろうか。この二点の変更以外は「別表ノ寄贈分配表ヲ基礎トシ適宜分配スル」というのが、陸軍省の修正案であった。

しかしながら、この修正案は青島守備軍には送られなかった。その理由は、右の「通帳案」に付けられた二枚の付箋に示されている。付箋の一には「本件処理遅延ノ理由」が書いてある。即ち、「本件ハ軍事課及主計課ノ連帶ヲ得テ」できた「案ヲ官房ニ送付シタ」ところ、「他ノ陸軍諸学校等ノ希望ヲモ調査分配スルコトトナリ、更ニ関係課ノ連帶ヲ求メタ」ところが、「本図書ノ目録ハ大部ノモノニシテ且ツ軍ニ二部ノミナリシヲ以テ、全般ノ希望調査ニ多数ノ冊子ヲ要シ、シカモ分配希望中希望ノ重複ヲ生ジタ」。そのため「再度ニ亘リ之ガ分配区分ヲ研究協議シタル等ノ関係ニヨリ遅延シタ」というのである。この分配区分の協議に、陸軍省は一年半の期間を要した。

三、陸軍省の最終案

こうして出来上がった二度目の修正案が、左の「付箋の二」である。

- 一、水戸、山形、佐賀高等学校ニ対シ、他ノ高等学校ト同一程度ニ分配スルコト
- 二、別紙其一ヨリ其十三ハ、陸軍省、参謀本部、教育総監部、陸軍技術本部、東京砲兵工廠、陸軍被服本廠、陸軍糧秣本廠、千住製絨所、陸軍工兵学校、陸軍士官学校、東京陸軍幼年学校、陸軍經理学校、陸軍軍医学校ニ夫々分配スルコト

一項目は、修正案で追加された「水戸高等学校」に、更に「山形」と「佐賀」の二校を新たに追加し、かつ「他の高等学校と同一程度に分配」するようにとの指示である。山形、佐賀の二校は、水戸と同じ大正九年四月に創立しているから、陸軍省は三校を公平に「寄贈先」にしたものと考えられる。但し、弘前高等学校と松江高等学校は、設立が大正九年十一月だった故に入っていない⁽⁶⁾。

二項目は、修正案の二箇所の変更を含めた、「別表」の其の一から其の十三までの寄贈先の総入れ替えを指示している。この作業に一年半かかったであろう。その他は指示がないから、「別表」通りと思われる。これが、「欧発第四六号」(大正十一年二月二十日日付)として青島守備軍へ送られた陸軍省の最終案になったと考えられるのである。

(以下次号)

注

(1) 青島守備軍司令部『青島攻城戦経過』及び大阪朝日新聞社発行(山口信雄著)『青島戦記』(大正四年一月)参照。

(2) 瀬戸武彦『青島(チンタオ)をめぐるドイツと日本』(4) 独軍俘虜概要(高知大学学術研究報告第五〇巻人文科学編(二〇〇一年)五八頁参照。瀬戸氏は外務省外交資料館所蔵版『俘虜名簿』に基づいている。

(3) 日本へ送られたドイツ俘虜四七一五名は、東京・名古屋・福岡・松山・丸亀・姫路・大阪・熊本・久留米、更に大分・徳島・静岡の十二収容所に配置され、数年後に国内収容所に移動があったが、第一次世界大戦が終わり、俘虜全員が解放されたのは六年後の大正九年である。

(4) この研究へ私を導いたのは、金沢大学教授志村恵氏であり、氏の先行研究『日独戦争と青島鹵獲書籍』(金沢大学独文学研究会「独文研究室報」第十八号・二〇〇二年三月 十七頁三十二頁)であった。特にその中で、松山高等学校長の鹵獲書籍分与

の嘆願書に言及されていたことに端を発し、多くを参考にさせていただいたことを感謝する次第である。

- (5) 「青島守備軍司令部」がこの時期に「陸軍省官房」へ「函獲文書目録」をなせ送ったか、その理由は明確ではない。ただひとつ推測しうるのは、東北帝国大学総長が青島守備軍司令官に宛てて大正四年十二月十日に手紙を出したと関係しているかも知れないという点である。その手紙については東北帝国大学総長理学博士小川正孝発 陸軍大臣宛書簡（大正九年一月十二日）参照。

- (6) 但しそれまでに、「大正八年以降青島函獲書籍ニ関スル件」には現れていない動きがある。司法省の動きである。大正四年五月十四日付「欧発第八四〇号」副官より青島守備軍参謀長への照会」において、「函獲書籍中ニ独逸ノ民事及ビ刑事ニ関スル書多数」を「司法省ニテ参考書トシテ入用」の旨「依命」があり、これに対して、大正四年七月五日に青島守備軍参謀長から、「別紙目録」と書籍合計二〇四冊の送付をする旨「回答」（青副庶第一九号）されている。以上、防衛庁防衛研究所図書館蔵、陸軍省大日記類「欧受大日記」大正八年六月参照。

- (7) 『大正ニュース事典』第四卷（大正八年―大正九年）一九八七年九月 毎日コミュニケーションズ 五二二―五二三

- (8) 陸軍大臣山梨半造宛東北帝国大学総長小川正孝書簡（欧受一六〇三／四八号）大正十一年五月二十二日受領。これに対してはさすがに陸軍省も、以下の「回答案」を作製し大学へ送ったと思われる。「大臣宛御来意ノ趣、右ハ各大学、高等学校ノ他ヘモ寄贈スルコトトシ、既ニ青島守備軍ニ於テ夫々処理ノ上最近発送ノ筈ニ之有リ、果シテ御希望ニ副ヒ得ルヤ計リ難ク候モ、独逸官庁蔵書（洋書）及膠州図書館蔵書ノ内ヨリ相当数寄贈ノ予定ニ候。ただし陸軍省は東北帝国大学総長の再三の書簡にもかわらず、「当初ノ分配案」通り、六〇二冊を寄贈したにすぎなかった。

- (9) この後に「別表ハ建築課ニ保管ス 二月二十三日」とある。

- (10) 但しこの後調査漏れの函獲書籍があったらしく、「追加目録」（大正九年三月）が陸軍省へ送られている。

次の通牒である。

鹵獲書籍追加目録送付ノ件通牒

大正九年四月一日 青島守備軍陸軍參謀長 向西兵庫

陸軍次官 山梨半造 殿

二月二七日付青參第六七号ヲ以テ鹵獲図書目録式部提出致置候処当時調査漏ノ鹵獲書籍之有候ニ付、右追加目録式部及送付候也

追加目録一部 建築家保管 (印) 「青參第一〇八号」(大正九年四月一日)

(11) 陸軍大臣山梨半造宛東亜同文会長子爵牧野伸顕の礼状(庶む第三六号)大正十一年九月十三日) 参照。

(12) 正確には二六二六〇冊だったが、「追加目録」によると、二七三八〇冊となっている。注(13)を参照。

(13) この「鹵獲書籍概要」は、同時に送られた「鹵獲書籍及図面目録」(大正九年二月)の「凡例」と同内容であるが、わずかに

ヶ月後に作製された『鹵獲書籍追加目録』(青島守備軍參謀部 大正九年三月)(注(10)参照)にある「鹵獲書籍目録訂正表(謄写目録及欧文目録)」には、次のように書かれている。

注意 鹵獲書籍分配ノ為ノ調査整理ノ結果書籍冊数ニ異同ヲ生ジタリ。先ニ印刷シタル「鹵獲書籍及図面目録」ノ凡例に揭ゲタル冊数は左ノ如ク訂正スルヲ要ス

一 官有書籍 洋書 九五二三冊

漢書 一四七九冊

二 徳華高等学堂蔵書 洋書 一三四一冊

漢書 五一〇三冊

三 ウイルヘルムコーン叢書 洋書 三二六冊

四 膠州図書館蔵書 洋書 九六〇八冊

合計 二七、三八〇冊

即ち、一二二〇冊の追加があったということである。

(14) 秦郁彦著『旧制高校物語』(文春新書 平成十五年) 三八頁参照。